

令和7年6月定例会 市民文教委員会  
第43号議案 文化振興課

## 舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存条例制定について

# 重要伝統的建造物群保存地区について

## 伝建制度について

伝統的建造物群の制度（伝建制度）は、文化財保護法により「**周囲の環境と一体をなし歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの**」とされる**文化財**です。

市は、伝統的建造物である建築物や工作物とともに景観上密接な関係にある樹木、庭園、池、水路、石垣等を環境物件として特定し、これらを含む歴史的なまとまりをもつ地区を伝建地区として決定し、保存活用を図ります（建物だけでなく地区全体が文化財）

市町村の申出に基づき、わが国にとって特に価値が高いと判断されるのを国が「**重要伝統的建造物群保存地区**」に選定。

行政だけでなく地域住民の意識向上と合意形成が必要

## 選定までの流れ

① 保存対策調査

② 保存条例の制定

③ 保存審議会設置

都市計画決定

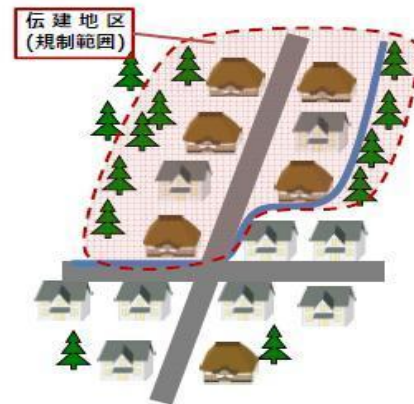
④ 保存地区の決定

⑤ 保存活用計画

⑥ 文化庁への申出

補助制度等整備

⑦ 重伝建へ**選定**



伝建地区のイメージ

## デメリット

- ◆ 町並み保全のための規制
- ◆ 許可なく建物が壊せない

## メリット

- ◆ 保存修理事業への補助
- ◆ 税制優遇措置（固定資産税の免除等）
- ◆ 消火設備・火災報知器の設置支援
- ◆ 建築規制の緩和措置